

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕〔二十三 略〕

〔二十四 削除〕

〔二十五〕〔二十七 略〕

2 郵便貯金銀行は、法第二百二十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

改 正 前

第十三条 「同上」

〔一〕〔二十三 同上〕

〔二十四〕 郵便貯金銀行が銀行法第二十条第一項又は第二項及び第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

〔二十五〕〔二十七 同上〕

2 郵便貯金銀行は、法第二百二十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第二十四号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔三〕〔六 略〕

第二十八条 法第二百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務

第二十八条 「同上」

省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇十七 略〕

十八 削除

〔十九〇二十一 略〕

2

郵便保険会社は、法第百四十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

〔一〇十七 同上〕

十八 郵便保険会社が保険業法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

〔十九〇二十一 同上〕

2

郵便保険会社は、法第百四十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第十八号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔三〇六 略〕

〔三〇六 同上〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附  
則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。